

## パーソナルデータの利用・流通に関する研究会（第8回）議事要旨

■日時：平成25年5月14日（火）10時00分～11時30分

■場所：総務省8階第1特別会議室

■出席者：

○構成員

堀部座長、辻井座長代理、谷口構成員代理、岩下構成員、岡村構成員、大島構成員代理、菊池構成員、桑子構成員、新保構成員、菅谷構成員、関構成員、曾我部構成員、高橋構成員、土合構成員、久保田構成員代理、中尾構成員、長田構成員、川井構成員代理、別所構成員、安岡構成員

○オブザーバー

辻畑消費者庁消費者制度課課長補佐、宮田経済産業省情報経済課課長補佐

○総務省出席者

阪本政策統括官、谷脇大臣官房審議官、山崎情報セキュリティ対策室長、高橋情報流通振興課課長、玉田消費者行政課課長、折笠情報通信政策課課長補佐、神谷行政管理局個人情報保護室副監理官、鶴飼自治行政局地域政策課地域情報政策室係長

○事務局

村上情報セキュリティ対策室調査官、藤波情報セキュリティ対策室課長補佐

■議事要旨：

1. 開会

2. 議事

(1) 報告書（案）について

資料及び参考資料に基づき、報告書（案）の概要について事務局から説明が行われた。

(2) 意見交換

報告書（案）について、以下のとおり意見交換が行われた。

○（論点整理に対する）パブコメでも、保護すべきパーソナルデータの保護法益が明らかになっていないとの意見があるが、今回提示された「実質的識別性」とどう関連しているのか確認したい。

○（事務局）保護法益については、報告書（案）P21の1.（2）に示すようにプライバシーの保護であり、プライバシーについては基本的に個人の自己情報コントロールを念頭に置いている。

○ プライバシーの概念は広く、自己情報コントロールだけでなく、let me alone や、あるいはレコメンドにおける自己の意思決定といった意味もある。プライバシーの概念を大胆に整理して、その保護のための枠組みを考えていこうと整理立てした方が価値ある報告書になると考える。

○ せっかくここまでまとまっているのに、事業者はこの報告書を読んでも、どう事業を考え

ていけば良いのかが明らかにならないので、事例のようなものも挙げてほしい。

- 今の段階として、報告書は、今後さらに議論していくためのきっかけとしており、この後どうすればいいのかは、マルチステークホルダープロセスでいろんな立場からの意見をもらって進めていくこととなるのではないかと考える。
- プライバシーとは何かについて、実質的な個人識別性という言葉で定義しようとしたことは良い。ただ、実質的な個人識別性に基づくルールができ、対応するときに、事業者がこれまで収集されたデータはどうなるのか。また、通常の業務の中で何らかの規制のないデータとして収集したものに対してどう対応していくのか。
- 第三者機関を速やかに作るべきだと打ち出していることが非常に重要であり、報告書として画期的だ。とはいえ、番号法案の施行は原則3年後、附則第6条に示す権限の再検討は施行後1年なので、それまでに、識別性とは何か、暗号化をどこまですればいいのかといった現状の不明点を明らかにしていく必要がある、今後具体的に検討するための体制作りを要請する。
- マルチステークホルダープロセスの形で個別分野に適応したルールを、本報告書（案）で提案された原則を踏まえて作っていくことを明示し、ルール遵守の確保の在り方にも言及しているという点は特徴的である。ただ、もう少しマルチステークホルダープロセスに関して、できたルールの位置づけや、国の役割などが分かるようにすることもありうると考える。
- マルチステークホルダープロセスによるルール策定が明示された点について評価したい。一方で、コミッショナーがどういう機能を果たすべきかを議論しないまま、コミッショナーの設置という文言だけ残るのは適切ではなく、その導入が安定的なプライバシー保護につながるかどうかを評価して、その上で我が国に導入するかどうかを考えることが必要である。
- 我が国もグローバルな観点から、APECのフレームワークを戦術的に使い、米、EUの対応を考えていくステージにある。
- 個人識別性の解釈やプライバシーの捉え方については人により異なるので、今後、継続的な議論が必要だと考える。個人識別性が低いものや無いものに何らかの制限を加えるのは望ましい方向ではないと考える。
- コミッショナー制度については、ここまで明確に記載すべきではなく、こういった性格の機関なのか、議論を深めた上で記載すべきと考える。
- 諸外国の制度を鑑みるとやはりコミッショナーがないことは制度的な欠陥であり、報告書で言及しないわけにはいかないと考える。
- 現行制度が不十分だという点については共通認識だと思うが、その一つの要因は制度設計において、プロセスの参加者が責任を持った判断をして、そこで合意形成し、参加者全員が同意できることを保証するというマルチステークホルダーでの議論をきちんと重ねなかったことにあると認識している。
- 要旨や今後のアクションプランについて、今後の取組みを強調した書きぶりにするよう、工夫すべき。
- アクションプラン1. の（2）ウに関して、暗号化または匿名化の技術について、どういうアクションが求められるのかが不明確である。
- 秘密分散の個々の断片の情報量は0である。用語解説では断片を作成、分散保存する技術としているがこれは誤解を招く。一方、秘密分散しても一定数が集まれば復元でき、結局は

管理が重要になる。マネジメントの運用ガイドラインの策定などについても報告書で指摘できると良い。

- ビジネスを展開するために、事例を載せられないのであれば、コミッショナーのような制度で迅速に判断可能となる仕組みの整備を前面に押し出すべきである。
- 実質的個人識別性の理解について、合意した形で報告書にまとめられると良い。
- アクションプランの1.(2)のウについては、再識別は行わないという内部ルールを設け、内部チェックを行うという運用上の問題となる。
- 匿名化について理解が進んだとしても、絶対に再識別ができないことを担保することは出来ない。第3章第1節の「6. パーソナルデータの保護のための関連技術の有用性」に記載されたF T Cの考え方をどう捉えるかが重要である。

### (3) その他

本会合での議論等を踏まえた報告書(案)の取りまとめは全会一致で座長一任とされた。また、パブリックコメントの期間は5月末までとし、それを踏まえた報告書の取りまとめを行うため、6月中旬を目途に研究会を開催する旨、事務局より連絡があった。

以上